

(問) 厳しい厳しいとこれまでも言っておきながら、どうにか予算を組めているので、今度もどうにかなるのではないですか？

(答) 平成13年度から財政健全化対策に取り組んだ結果、県財政は回復の兆しもありましたが、平成15年度からの三位一体の改革等の影響を受け、再び厳しい財政運営を強いられることになりました。

そのため、職員削減による人件費の減や経常経費の削減に取り組む一方で、基金や財源対策的な起債(行政改革等推進債)の活用や借金(県債)の繰り延べ(公債費の平準化)、県有資産の売却等の様々な財源対策を行って、どうにか予算編成を行ってきました。

しかしながら、平成21年度以降の財源不足額は450億円前後が見込まれる一方で、今後は取りうる財源対策も限られてきていることから、抜本的な見直しを行わなければ、赤字団体(財政再生団体)へ転落することになります。

一般会計ベース (単位:億円)

項目	H15	H16	H17	H18	H19(見込み)
決算上の収支(実質収支)	72	92	74	94	72
* H19決算見込みは、2月補正後の予算現計等から推計					
実施した主な財源対策	▲ 22	121	206	194	435
基金等の活用(貯金の取崩し)	▲ 74	54	32	6	212
・財政調整用4基金 (財源不足の穴埋めに活用できる基金の取崩し)	▲ 74	27	22	▲ 14	145
・その他の基金・特別会計 (特定の目的があるが、廃止するなどして活用)	0	27	10	20	67
起債の活用等(借入金増加等)	52	67	174	188	223
・財源対策的な起債 (地方交付税措置がないなどの不利な起債)	52	67	65	79	121
・公債費の平準化(10年間から20年間へ) (施設の耐用年数に応じた償還期間の延長)	0	0	109	109	72
・公債費の平準化(20年間から30年間へ) (施設の耐用年数に応じた償還期間の延長)	0	0	0	0	31
* 基金のマイナス数値は、逆に基金への積立てを行ったことを意味する。					
財源対策を行わなかった場合の収支(-)	94	▲ 29	▲ 132	▲ 101	▲ 363
増減理由		・地方交付税等の大幅な減少	・地方交付税等の減少		・税源移譲額の不足、交付税等の減少、公債費の増加等

決算の収支は、行財政改革努力や財源対策を反映させて何とか黒字となっている。しかし、財源対策の内容は基金等の活用(貯金の取崩し)と、起債の活用等(借入金増加等)の2種類であり、財政状況が良好であれば、実施したくない対策。しかも、これらの財源対策にも下記のとおり制限があり、いつまでもできる訳ではない。

【財政調整用4基金】
他の財源対策が限られるため、取崩額が拡大、残高の減少(枯渇)が見込まれる。

【その他の基金や特別会計からの繰入】
ほぼ活用し尽くした状態。

【財源対策的な起債】
今後も頼らざるを得ないが、事業に充当するため限度があり、自由には増やせない。

【公債費の平準化】
平成19年度から、20年間、30年間への延長を始めたため、これ以上の財源対策はない。